

はじめに

- ◆新制度の給付奨学金採用者は、「在籍報告」により在籍状況や通学形態(自宅通学・自宅外通学)等について、インターネット(スカラネット・パーソナル)を通じて届け出る必要があります。
- ◆ <u>未提出の場合、給付奨学金の支給が止まります</u>ので、以下の「手続きの流れ」(3)の入力期間 を確認し、必ず決められた期間内に提出(入力)してください。
- ◆休学中等により給付奨学金の支給が止まっている方も手続きが必要です。
- ◆第一種奨学金を併給している場合、給付奨学金の通学形態が変更になると、連動して貸与月額が変更される場合があります。
- ◆ 偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル(以下「スカラPS」)に事前登録

「在籍報告」はスカラPSを経由して提出(入力)しますので、 スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。 ◆スカラPSの登録について⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

_	-	

(2) 「在籍報告」の提出(入力)準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、2ページ目からの「入力準備用紙」を作成してください。 また、<u>届出内容によっては証明書類等の提出が必要です</u>ので、6ページ目を参照して用意して ください。(例:自宅外通学へ変更した場合は、自宅外通学の証明書類が必要。) 証明書類等の提出がない場合、給付奨学金の振込みが止まる場合があります。

(3) スカラPSより「在籍報告」を提出(入力)

以下の提出期間内に提出(入力)してください。

提出(入力)期間	令和2年10月5日(月)~ 学部1年次:10月11日(日)
入力時間	字部2年次以上:客字部の指 8:00 ~ 25:00 示に従ってください

※ 土日祝日も提出(入力)できます。

※ インターネット環境がある端末を利用できない方は早めに学校に相談してください。

○「在籍報告」提出(入力) 完了後は、必要な証明書類等(自宅外通学の証明書類、在留資格証明 書類等)を学校に提出してください。

▲ 必ず期日までに入力してください。 「在籍報告」が未提出のまま提出(入力)期間が過ぎると、 翌月から給付奨学金の振込みが止まります。

「在籍報告(兼通学形態変更届)」入力画面の推奨環境

O.S (オペレーティング・システム): Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上

ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト): Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome ※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。

※ OS: Mac系、ブラウザ: FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

『在籍報告(兼通学形態変更届)』入力準備用紙

「在籍報告(兼通学形態変更届)」を提出(入力)する前(こ、以下の設問の答えを準備してください。
1/7画面 (「給付奨学金に関する調査(アンケート)」の対象者に	は全8回面になります。)
A-在籍報告(兼通学形態変更届)提出について	2 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19
「在籍報告(兼通学形態変更届)」は、給付奨学金の受給にあたり大学等に在 本機構では、この届出の記入内容に基づき給付奨学生の資格等を判断します	籍していること等を確認するための大切な届出です。 す。届出を提出しても必ず継続して支給されるとは限りません。
B一誓約欄	正しく生年月日を入力してもエラーになる場合は、
給付奨学生の在籍報告(兼通学形態変更届)提出にあたっては、 正しく記入することを誓約します。	
西暦 年 月 日 氏名(全角カナ)	
誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく 生年月日(西暦) 入力してください。	年 月 日生
2/7画面	
Cーあなたの個人情報	第一種奨学金を併給している場合は、第一種
↓ ★あなたの個人情報と支給明細が表示されますので、確認してください。 ◆	貸与明細も表示されます。
Dー在籍状況の確認 あなたはOO大学(短期大学・専修学校・高等専門学校)に在籍していますか	・「在籍していません」を選択した場合、翌月から 振込保留となります。
O在籍しています O在籍しています O在籍していません	別途、退学による給付終了の届出が必要です。
「	しています)」を選択した場合、翌月から振込保留
★登録済のあなたの国籍情報が表示されますので、確認してください。	となります。
(表示される内容) あなたの国籍、在留資格、在留期間(満了日)、永住意	思 別途、休字による給付中断の 届出か必要です。
Ⅰ ■ 国籍、在留資格等に変更はありますか。	国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した
☆更がある場合や在留期間(満了日)が到来している場合は	場合、在留期間を更新(延長)した場合は、証明書類(「在留 カード」のコピー等)の提出が必要です。(6ページ日参昭)
「「はい」を選択して、変更後の国籍情報を選択(人力)してくたさい。	在留期間が満了していたり、在留資格を変更した場合は、証
Olth Oltha	明書類が提出されるまで振込みが止まります。
3/7画面	
F一他の給付金受給状況	
他の給付金(国費)の受給状況に変更はありますか。 (「他の給付金(国費)」とは、下記の5つのことを指します。ハローワークや役所か	らあなた自身が受けている給付金があれば、
→ 受給していないと登録されている万には、以下の問いが表示される	\$ 9 .
O受給状況に変更ありません	
1 現在受給している給付金に該当するものを選加 複数受給中の場合は、受給開始年月日が古い	<u>ものを選択してください。</u>
□ □ ○教育訓練支援給付金【雇用保険法】 □ 他 ○訓練延長給付 は能習得手当(○講手当) 済初	含毛当【雇用保险法】
給 〇職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職:	者の就職の支援に関する法律】
付 〇高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親を対象とする	給付金)【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
○職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の統合的な推進並び	こ労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】
■ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	d .
	上記給付金を受給しなくなり機構の給付奨学金の支 給を再開するためには、別途居出が必要です。居出
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	の提出については、学校に問い合わせてください。
上記給付金と日本学生支援機構の給付奨学金の併給はできません。申	告漏れの場合、給付奨学金の全額返金を求めることがあり
ます。また、受給開始年月日が遡及する場合も、その間に振込重複期間	がある場合、返金が必要となります。
「受給状況に変更があります(現在、受給している)」を選択すると、「受給 に基づいて給付月額を0円とします。なお、第一種奨学金を併給している	は開始年月日」欄が活性化します。入力した受給開始年月日 5場合は調整されたままの貸与月額が振り込まれます。
	이 가 술병 방법 한 것 사람 좀 들었다.
■ G = のなたの1Eの11月和	
「あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。	
(表示される内容)あなたの現住所、電話番号、携帯電話番号	田は記事は毎年年のいずれた一七のなた
現住所、電話番号に変更はありますか。	現住所又は电話番号のい976か一万000名 変更・訂正する場合、変更がない項目も入力
2 変更がある場合は「はい」を選択して、変更後の現住所等を入力してください	。 する必要があります。
と Oはい Oいいえ	

.



	証明曹類(例)	
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合 【共通】	 ・課税証明書(寡婦(夫)控除の適用が分かるもの) ・児童扶養手当証書、受給証明書等 	
上記の	の書類を提出できない場合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本・住民票(死亡日記載あり)	
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本	
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書・弁護士による報告書	
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」	
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」	
	・土冶医による「診断者」	
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)	
独立生計者(あなたが生計維持者)の場合 生計維持者はあなた自身(独立生計者)と入力した理由 〇両親(父母)と死別し、祖父母や叔父・叔母等 〇父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学 〇わたし(本人)は結婚しており、配偶者等を扶 〇その他(について、次のうち該当するものを選択してください。 その親族から経済的支援を受けていない。 中もしくは病気などの理由で働くことができない。 -養している。)	
申告いただいた内容について、後日確認する場合があ /7画面	5ります。上記の申告に間違いありませんか。 〇はい 〇いいえ	
- 真座 情報 人力は小要です。「次へ」ホタンを押し	(凹回を進め)(<たさい。	
/ / 画 凪		
ー通学形態の確認		
★以下の場合は入力できません。「次へ」ボタンを押して画	画面を進めてください。	
「・給付奨学金の支給が休停止中の場合		
	毎1 ています(休学) ています)」を選択した場合	
	<u>結しています(林子しています)」を選択</u> した場合	
し・設問 D- 在籍状況の確認」(2/7画面)で、 <u>1在</u> 第	<u>精していません」を選択した場合</u>	
・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し	ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目野) 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等のもとから通知 	よている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 と計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目空) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等のもとから通告 通学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な 	 、ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 生計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず デする場合は「自宅通学」となります。 通学形態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 (1) 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 (2) 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目雲) (3) 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい。 (5) その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の 「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通知 通学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な → 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 	 している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 しま計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず デする場合は「自宅通学」となります。 通学形態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 、以下の選択肢が表示されます。 	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 (1) 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 (2) 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目雲) (2) 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり (3) 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり (4) 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり (5) その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の 「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通知 通学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な → 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 ○ 通常形態には恋事なりません 	 、ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 生計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。 通学不態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 、以下の選択肢が表示されます。 自宅外通学へ変更した場合は、自宅 通常の日額も注意用しますが、第二の 	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目空) ④ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通知 ⑥ 登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な ◆ 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 ○通学形態は変更ありません 	 、ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 生計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。 通学形態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 、以下の選択肢が表示されます。 自宅外通学へ変更した場合は、自宅 通学の月額を適用しますが、追って 白宅外通学の三部本の提出が必ず 	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目空) ④ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通告 ▲学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な ▶ 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 ○通学形態は変更ありません ○通学形態を変更しました(自宅通学から自宅 	 、ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 注計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。 通学不の変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 、以下の選択肢が表示されます。 自宅外通学の証明書類の提出が必要です。 	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目空) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の 「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通告 ▲学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な ◆ 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 ○通学形態は変更ありません ○通学形態を変更しました(自宅通学から自宅 自宅外住所への入居年月日 西暦 	 なている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 <!--</td-->	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 (1) 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 (2) 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目空) (2) 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい。 (5) その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通知 (2) 電学形態に変更ありませんか。 (2) 登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な ● 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 ○通学形態は変更ありません ○通学形態を変更しました(自宅通学から自宅 自宅外住所への入居年月日 西暦 ○ ほかいちょうなんが「日本のの人居年月日 西暦 ○ ほかいちょうなんが「日本の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の	 、ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(4) ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(4) ・い、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目空) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の 「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通知 ▲学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な → 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合に ● 通学形態が「自宅外通学」と登録されている場合に 	 ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 主計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。 通学不愈変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 以下の選択肢が表示されます。 ロシームの変更年月日に基づき、月額を変更した場合は、自宅 通学の月額を適用しますが、追って 自宅外通学の証明書類の提出が必ず です。 未提出の場合は自宅外通学の月額に変更 なります。 なります。 	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目 ③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通告 ▲学形態に変更ありませんか。 ▲学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 ○通学形態を変更しました(自宅通学から自宅 自宅外住所への入居年月日 西暦 自宅外能に変更ありません ○通学形態は変更ありません ○通学形態は変更ありません 	、ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 注計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。 通学形態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 ・以下の選択肢が表示されます。 自宅外通学へ変更した場合は、自宅 通学の月額を適用しますが、追って 自宅外通学の証明書類の提出が必要 です。 未提出の場合は自宅外通学の月額に変更 なります。 た、証明書類を提出しても、機構の	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し、 ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目室) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連・ ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の 「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通告 ▲学形態に変更ありませんか。 ▲学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 ○通学形態は変更ありません ○通学形態を変更しました(自宅通学から自宅 自宅外住所への入居年月日 西暦 ● 通学形態が「自宅外通学」と登録されている場合は ○通学形態は変更ありません 	、ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 上計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 、安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。 通学形態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 自宅外通学へ変更した場合は、自宅 通学の月額を適用しますが、追って 自宅外通学の証明書類の提出が必要です。 未提出の場合は自宅外通学の月額に変更なります。 自宅外通学の月額に変更なります。 上は、以下の選択肢が表示されます。 自宅小通学の月額に変更なります。 上述の場合は自宅外通学の月額に変更なります。 こよび判明書類を提出しても、機構の 査により自宅外通学の要件に該当し し、ことが判明日、た場合は、白宅 こよび判明目、た場合は、白宅 方の男類を提出しても、機構の 査により自宅外通学の要件に該当し し、日本、二本の場合は、白宅 日本、二本の場合は、白宅 日本、二本の場合は、白宅 日本、一本のの要件に該当し 日本、二本の場合は、白宅のの要件に該当し 日本、二本の場合は、白宅 日本、二本の場合は、白宅 日本、二本の場合は、白宅 日本、二本のの要件に該当し 日本、二本の場合は、白宅 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、二本のの要件に該当し 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、二本の場合 日本、一本の場合 日本、一本の場合 日本、二本の場合 日本、二本の 日本の 日本の </td	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目 ③ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい。 ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい。 ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通知 ● 通学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異ない。 ● 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、の通学形態を変更しました(自宅通学から自宅) ● 通学形態が「自宅外通学」と登録されている場合(の通学形態を変更しました(自宅外通学から自宅) ● 通学形態は変更ありません ○ 通学形態は変更ありません ○ 通学形態は変更ありません ○ 通学形態は変更ありません ○ 通学形態は変更ありません 		
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し、 ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目空) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい。 ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等ののもとから通知 ▲ 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合に、 ○通学形態は変更ありません ○通学形態と変更しました(自宅外通学から自転した) ○通学形態を変更しました(自宅外通学から長) ○通常形態を変更しました(自宅外通学が長) 	、ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 上計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。 通学形態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。 、以下の選択肢が表示されます。 自宅外通学の可額を適用しますが、追って 自宅外通学の証明書類の提出が必要です。 未提出の場合は自宅外通学の月額に変更 なります。 「 年 月 日	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し、 ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目空) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等ののもとから通知 ● 通学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な) ● 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合に ○通学形態は変更ありません ○通学形態は変更ありません ○通学形態は変更ありません ○通学形態は変更ありません ○通学形態は変更ありません ○通学形態は変更ありません ○通学形態を変更しました(自宅外通学から自宅自宅外通学から自宅通学へ登録を変更(訂) 	なている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 と計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを 通学距離が片道60キロメートル以上(目安) 安) り、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合 のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 学する場合は「自宅通学」となります。 通学形態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更した場合は、自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更した場合は、自宅 通学への変更年月日に基づき、月額を変更した場合は、自宅 通学の見額を適用しますが、追って 自宅外通学への原則書類の提出が必要 です。 未提出の場合は自宅外通学の月額に変更 なります。 おた、証明書類を提出しても、機構の 査により自宅外通学の要件に該当し いことが判明した場合は、自宅通学の 月額に変更になります。	
 ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居し、 ・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生いい、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通 ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目気) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であい ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連 ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等の「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等ののもとから通知 通学形態に変更ありませんか。 (登録済みの通学形態によって、表示される画面が異な → 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、 ○通学形態は変更ありません ○通学形態は変更ありません ○通学形態は変更ありません ○通学形態を変更しました(自宅通学から自宅 自宅外住所への入居年月日 西暦 ○通学形態を変更しました(自宅外通学から自宅 自宅外住所からの退去年月日 西暦 ○自宅外通学から自宅通学へ登録を変更(訂 (例)・生計維持者と一緒に住んでいる ・家賃を支払っていない 	- ている(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。 - E計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを - - - - - - - - - - - - -	

7/7画面	,				
Kーあなたの通学状況					
★「J-通学形態の確認」(6/7画面)で、「通学形態を変更しました(自宅通学から自宅外通学)」を選択した場合のみ入力してください。 それ以外の方は入力は不要(以下の設問は非表示)ですので、「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。					
 登録済みの主に通学しているキャンパスの住所が表示されますので、確認してください。 キャンパスの住所に変更はありますか。 変更がある場合は「はい」を選択して、表示される「キャンパスの住所(変更後)」欄に変更後 〇はい 〇いいえ 1. 登録済みの主に通学しているキャンパスの住所(変更後)」欄に変更後 2. 「H-生計維持者情報」画面(4/7画面)で確認・入力した生計維持者の現住所が表示され 	の住所を入力してください。				
(生計維持者の現住所が誤っている場合は、「Hー生計維持者情報」画面に戻って変更してください。)					
 自宅外月額の支給を受けるためには、生計維持者と別居し、家賃を支払って生活しているう 以下の要件のいずれかを満たす必要があります。 あなたが該当するもの全てを選択してください。 いずれも該当しない場合は前画面に戻って、通学形態を選択し直してください。 	 えで、 <u>自宅外通学の要件に該当しない場合</u> ・6/7画面に戻って、 「通学形態は変更ありません」を選択。 				
 □①実家(生計維持者いずれもの住所)から学校までの通学距離が 片道60キロメートル以上 □②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上 □③実家から大学等までの通学費が月1万円以上 □④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、 通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下 □⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、 実家からの通学が困難 	 社会的養護を必要とする人が、児 童養護施設等や里親等のもとを離 れ通学する場合は、学校までの通 学距離・時間等にかかわらず、要 件⑤及び「支障が生じる」を選択の うえ、「支障が生じる理由」欄に「施 設等・里親のもとを離れて生活して いる」旨を入力してください。 独立生計者の場合も同様に要件 ⑤及び「支障が生じる」を選択のう え、「支障が生じる」を選択のう え、「支障が生じる」を選択のう え、「支障が生じる」を選択のう 				
○支障が生じる ○支障が生じない ↓ 「支障が生じる」と答えた方は、支障が生じる理由を以下に記入してください。	・ ・ ・ いずれの場合も、自宅外通学の 証明書類の提出は必要です。)				
自宅外通学の月額の支給を受けるためには、証明書類(「賃貸借契約書 提出が必要です。(6ページ目を参照)	<u>書」や「入寮許可証」等のコピー)の</u>				
8/8画面 (「給付奨学金に関する調査(アンケート)」の対象者は全8画面になります。) 給付奨学金に関する調査(アンケート) 調査対象は「2020年度内満期予定者」です。対象者のみに画面表示されます。 ★給付奨学金に関する調査(アンケート)にご協力をお願いします。(「在籍報告」の内容に影響を及ぼすものではありません。)					
最後に、全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで入力を始めてください。 (明らかな誤入力等が見受けられる場合、学校から照会・訂正指導を行うことがあります。)					
入力時の留意点					
 入力中、1つの画面で<u>30分以上経過した場合はタイムアウト</u>となり、最初から入力しなくてはなりません。 最後の設問まで入力すると、入力内容確認画面「在籍報告(兼通学形態変更届)情報一覧」が表示されますので、 入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷してください。 「在籍報告(兼通学形態変更届)情報一覧」の内容に誤りがなければ「送信」ボタンを押してください。 送信後に内容訂正が必要になった場合、提出期間内であれば訂正が可能です。 送信後に受付番号が表示されますので、必ず印刷のうえ、下のメモ欄にメモしてください。 入力時の情報は、在学校または本機構で、調査・統計等に使用させていただく場合があります。(個人が特定される ことはありません。) 					
!! 必ず記入してください!! あなたの受付番号は(21桁)					